

現金 10 万円

子育て世帯への 臨時特別給付金を支給しています

問い合わせ先

こども課こども福祉係 ☎ (76)0995

新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、18 歳以下の子どもがいる子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として 10 万円相当を支給する「令和 3 年度子育て世帯への臨時特別給付」について、みどり市では、「5 万円相当のクーポン給付」分を現金での給付とし、「先行給付金」の 5 万円と合わせて現金 10 万円を一括支給しています。

対象児童・支給時期

対象児童	支給時期など
①令和 3 年 9 月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童（令和 3 年 9 月生まれの新生児を含む）	令和 3 年 12 月 23 日（木）に支給済み
②9 月 30 日時点で、高校生など（平成 15 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）	世帯内に対象児童①に該当する中学生以下の人がいる場合、令和 3 年 12 月 23 日（木）に支給済み 高校生などのみの世帯の保護者には、周知チラシを送付しています。支給要件の該当者は申請してください。支給決定後、順次支給します。
③10 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）	出生後の児童手当手続きの際に、給付金の手続きも併せて行います。

支給対象

①から③に該当する児童の保護者などのうち、生計を維持する程度の高い者（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる者）

※児童が施設に入所している場合は、その施設が支給対象になります。

※公務員の人で該当する人は、市ホームページから申請書をダウンロードして申請してください。

支給金額

対象児童 1 人につき 10 万円（現金一括支給）

その他

給付金に関する最新の詳細情報は、右の 2 次元コードより、市ホームページにて確認してください。



住民税非課税世帯などへ 臨時特別給付金を支給します（予定）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、国から住民税非課税世帯などに対して、1 世帯当たり 10 万円の現金給付が予定されています。

今後、支給方法や支給時期について詳細が分かり次第、市ホームページなどでお知らせします。

問い合わせ先 社会福祉課 ☎ (76)0975